

京都市告示第314号

京都市消防関係手数料条例第7条の規定による手数料の免除についての告示を廃止する告示を次のように定めます。

令和6年7月31日

京都市長 松井 孝治

京都市消防関係手数料条例第7条の規定による手数料の免除についての告示を廃止する告示

京都市消防関係手数料条例第7条の規定による手数料の免除について（令和2年4月30日京都市告示第97号）は、廃止します。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行します。

(消防局予防部指導課)